

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和4年12月22日(木)午後1時30分から午後2時20分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

森本太郎、網谷繁彦、高松賢二郎、塩谷俊之、濱田清人、中村好成、
水島洋、坂田博美、三國嘉彦、荻野洋一、島崎慎一、河合雅司
(欠席委員：鷺北英司、上野佳弘、大浦清和)

3 議長

議長：森本太郎

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

河合雅司、高松賢二郎

6 県職員

北川副主幹、飯野主任、大津主任

7 事務局職員

辻本事務局長

8 付議事項(議題)

(1) 知事管理漁獲可能量の策定について(まあじ、まいわし)(諮問)

水産漁港課から、資料1により「知事管理漁獲可能量の策定(まあじ、まいわし)について」説明された。

水産漁港課の大津主任から、漁業法において、都道府県資源管理方針に基づいて知事管理漁獲可能量を定めて資源管理を行うこととされている。今回、令和5年1月1日から、「まあじ」と「まいわし対馬暖流系群」における令和5管理年度がスタートするにあたり、国から都道府県別漁獲可能量の通知があり、まあじでは現行水準、まいわしでは12,400トンのTAC数量が示された。国からの通知は別紙1に示した。

過去のTAC配分量と漁獲実績を表1にとりまとめた。今回管理年度がはじまる「まあじ」については、これまで一度もTAC配分量が明示されたことはない。「まいわし」については、令和3管理年度から数量明示となってTAC数量が示されているが、これまでTAC配分量を超過した実績はなく、令和4

管理年度においては、島根県への融通も行っている。以上のことから、今回、水産庁から示された配分量について、どちらの魚種においても超過する可能性は低い。

富山県での知事管理漁獲可能量配分ルールとして、国から配分された数量を県内でどのように配分するかということ、富山県資源管理方針の「別紙1-1 まあじ」及び「別紙1-2 まいわし対馬暖流系群」において令和2年12月23日に策定しており、国から示された都道府県別漁獲可能量は、全量を知事管理区分に配分することとしており、知事管理区分として「富山県まあじ漁業」と「富山県まいわし漁業」をひとつずつ設定している状況になっている。以上のことから、今回国から示された都道府県別漁獲可能量、富山県のまあじでの現行水準、まいわしでの12,400トンについては、別紙2のとおり全量を「富山県まあじ漁業」と「富山県まいわし漁業」にそれぞれ配分することを、海区漁業調整委員会に諮問させていただく。

今後のスケジュールは、今回諮問を了承していただき、今年中に農林水産大臣への承認申請と漁獲可能量の策定を行い、1月上旬に告示したい。

委員から意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として答申することで承認された。

(2) 富山海区における漁業権切替えに対する意見書(案)について(協議)

事務局から、資料2により「富山海区における漁業権切替えに対する意見書(案)について」説明された。

事務局の飯野主任から、県で進めてきた漁場計画について、海区から漁業権切替えに対する意見書を資料2に示した。第15次定置漁業権、第12次区画漁業権及び第8次共同漁業権について、定置漁業権では、新設、変更、廃止なし、区画漁業権では、新設2件、変更2件、廃止なし、共同漁業権では新設なし、変更3件、廃止なしとなっている。その他の意見として、地名表示等に変更がある場合は、その変更を含むものとする。具体的な意見は、定置漁業権では、別表1の切換え後の欄に示したとおり「現行の免許と同じ」としたい。別表2が区画漁業権となっており、新設となる区第2号があり、入善地先の藻類養殖業でガゴメコンブを想定している。漁場区域は別添1に示したとおりで、区第1号と同じ場所となっている。新設がひとつ増えたことで、区第3号が区第4号になった部分に変更となっている。魚類小割り式養殖から藻類養殖業への変更である。また漁場の区域も変更されており、別添2に示したとおり区第3号の場所を定第9号がある場所に移すことになる。区第6号が区第7号になり、わかめ養殖から藻類養殖業への変更で、別添3に場所を示しており、区第6号の場所を定第10号の区域に移す。最後に新設として区第17号があり、射水市地先の魚類小割り式養殖業で、魚種はサクラマスを想定しており、漁業の区域は別添4に示すとおりである。最後に、共同漁業権では変更が3件あり、共第4号の魚津漁協が漁業権を免許されているところで、いわし小型定置漁業の時期を3月1日から12月31日までで期間を1ヶ月延長するもの、いか小型定置漁業についても期間を1ヶ月延長する。共第7号は、新湊漁協が漁業権者になるが、第1種たこ漁業を

新設し、漁業の時期は周年とする。最後に、石川県と富山県で交互に免許している漁業権で共第 10 号となる予定で、第 1 種のあわび漁業となまこ漁業を新設する。漁業の時期は周年となるが、行使期間については石川県と協議して進める。

高松委員から、別表 2 の区第 3 号と区第 6 号が「現行の免許と同じ」となっているが、扱いはどうなるか。標記の仕方はこれでよいのか。

飯野主任から、区第 2 号以下で番号がずれることになる。

辻本事務局長から、現行の区第 3 号を区第 4 号に読み替えることになるが、列を追加するなどして、現行の免許番号と次期の免許番号の対応がわかるようにする。

このほか、委員から意見や質問等は無く、「意義なし」として承認された。

(3) 沿岸漁場管理制度について（報告）

県から、資料 3 により「沿岸漁場管理制度について」説明された。

県水産漁港課の飯野主任から、沿岸漁場管理制度は、令和 2 年の漁業法の改正に伴い新設された。今、県の方で漁場計画を作成しているが、水産動植物の生育環境の保全等のための保全活動を実施すべき漁場を保全沿岸漁場として設定できることとなっている。別紙は、令和 4 年 10 月 18 日に石川県で開催された全漁調連日本海ブロック会議で水産庁から配布された資料を一部改変したものである。海区漁業調整委員会の権限として、沿岸漁場管理団体の指定、沿岸漁場管理規程の認可・変更に係る知事への意見があり、今回の制度に基づくものとなっている。海区漁場計画については、県で定めているが、漁業権の内容や保全沿岸漁場の内容も海区漁場計画に盛り込むことができる。沿岸漁場管理制度とは、水産動植物の生育環境の保全のため、保全活動すべき漁場を保全沿岸漁場として設定可能となっている。保全活動としては、赤潮監視や底質調査、漂流物・海洋ゴミ・海岸漂着物の除去、有害動植物の駆除、種苗放流、法令違反の監視活動等が挙げられる。こうした活動を実施する漁場を保全沿岸漁場として漁場計画のなかに設定できるようになった。漁場ごとに漁協等を想定しているが、沿岸漁場管理団体として指定することができる。沿岸漁場管理規程を定め、知事の認可を受けたうえで保全活動を行っていただく。赤潮監視やゴミの清掃といった保全活動は、それ自体が収益を生むものではないが、漁場を保全したり稚魚とか魚の生息環境を良くしたり漁場の生産力の発展に資するもので、幅広く裨益するものである。こうした活動は、多かれ少なかれ各漁協で行われていて、他県では、組合員以外すなわち民間や一般の方から協力金を得て参加してもらっている例もある。協力金がなぜこのように高いのか、なぜ出さなければならないのかなど、一部の企業等から算出根拠が不透明ではないかとの指摘がある。こうした背景もあり、沿岸漁場管理制度を作って、都道府県知事の管理のもとで、算出根拠などの規程を作って活動を継続できるようにする。保全活動の内容は、管理規程に位置づけ知事の認可を受ける。国民や一般の関係者の理解を得る醸成につながり、活動が適正に行われることにつながる。一般の方々や民間の方々の協力が得られない場合には、県知事にあっせんを求める

ことができる。直接漁業の活動ではないが、海洋環境や漁場環境の保全をするための活動が持続的にできるようになる制度である。本県で考えられる活動例は、水産多面的機能発揮対策事業で行われている海岸清掃、藻場の食害生物であるウニの駆除、幅広く県内で行われている種苗放流等が該当する。活動をするにあたって組合員以外から協力金や費用を求める場合に管理規程を作って、県の認可を得ることでお墨付きを得ることができる。協力金や費用の中身は、人件費や資機材費、清掃活動での処分費が該当する。設定する単位として、共同漁業権の漁場ごとを考えている。最後に、手続きでは、これから各漁協に要望調査をし、要望があった場合には、2～3月に海区漁場計画案を作成、3月に海区委員会に諮問・答申する。その後、漁場計画の公示を行い、来年度には沿岸漁場管理団体の申請を行っていただき、最終的には沿岸漁場管理団体の指定と沿岸漁場管理規程の認可を行う。沿岸管理規程例を例示しており、第3条に活動内容、第7条に算出根拠などを記載する。この制度は、必ずやらなければならぬものではなく、この制度を活用したい漁協を対象としている。

河合委員から、組合員以外から協力金を求めることができるかとあるが、具体的にどうやって費用を集金するのか。沿岸の自治会に1軒あたり100円とか200円の協力金として集めるのか。

飯野主任から、全国的には、活動に民間企業が参加しており、人件費やゴミの処分費などを負担しているため、民間企業からその算出根拠がわからないと指摘されていることもあり、こうした制度を作って漁協と民間で共同して実施できるようになる。

高松委員から、この制度は漁業者を対象としているのか。民間で海洋保全を行っているところもあるが、それは対象にならないと考えてよいか。

飯野主任から、漁協とか漁業者を対象としている。

網谷会長代理から、海岸清掃は、どこの組合でもボランティアで行っている。ボランティアと制度を作ってやる部分の住み分けをどうするのが気になる。

このほか、委員から意見や質問等は無かった。

(4) 氷見市沖における石川県いか釣り漁船への対応結果について（報告）

県から、資料4により「氷見市沖における石川県いか釣り漁船への対応結果について」説明された。

県水産漁港課の北川副主幹から、この件については、前回11月24日の委員会で対応状況を説明した。その後の動きについて改めて報告する。1ページ目は、前回と同じである。氷見市沖でのいか釣り漁業は、今年の2月から問題となっていた。解決すべき事案として、石川県籍の19トンいか釣り漁船1隻が、今年の2～3月に操業を行い、光が強く、定置網への入網に悪影響を及ぼしているということで調整することとなった。石川県籍19トンの2級船については、操業を自粛してもらうよう、これまで調整を進めてきた。具体的には、令和4年10月3日に県間で協議した。10月18日には、網谷会長代理から石川海区委員に事情を説明いただき、当事者に伝えていただい

た。11月11日には、富山県小型いかつり漁業者協議会から石川県小型いかつり協会に対して、操業の自粛を要請した。前回はここまで状況を説明した。この時点では石川県側から回答をいただいていた。今回追加したところはアンダーラインを引いたところである。令和4年12月6日に、氷見漁業協同組合から石川県小型いかつり協議会に対して文書を発出し、氷見沖での操業自粛を要請した。別添1が発出された文書である。今回の調整の結果、令和4年12月9日に、石川県小型いかつり協会事務局長から、氷見漁業協同組合および県漁連に事務局がある富山県小型いかつり漁業者協議会事務局に電話で連絡があり、操業を自粛するとの回答を得た。

氷見沖では、19トン船のほか5トン未満の3級船も操業しており、地元のいか釣り漁船との調整問題も抱えている。漁業者間の調整が第一と考えているが、引き続き、県としても石川県と協議のうえ問題の解決に関わっていく。また、状況に応じて協議、報告を行っていく。

委員から意見や質問等は無かった。

(5) 次回委員会

次回の委員会は、令和5年3月に開催され、日程は後日調整することが決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年12月22日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____